

久喜市下水道条例の一部を改正する条例

久喜市下水道条例(平成22年久喜市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第10号中「法第6条第4号」を「法第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。